

令和 8年 6月19日

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

契約担当官
航空自衛隊宇宙作戦団
会計隊長 水谷 俊之



1 工事概要

- (1) 工 事 名 内装等改修工事
- (2) 施工場所 航空自衛隊府中基地(東京都府中市浅間町1-5-5)
- (3) 工 期 契約締結日～令和9年1月31日
- (4) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、内装仕上(B～C)の級別の格付を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、申請書記載の競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)及び資格審査結果通知書の提出期限の日から開札の時点までの期間に、防衛省のいずれかの地方防衛局長又は地方防衛支局長(長崎防衛支局長を除く。)から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号28. 3. 31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (7) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

〔(8)は、請負金額が4500万円以上(建築一式9000万円以上)の場合に適用する。〕

- (8) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】
 - イ 過去15年の間に同類と認める工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)
 - ウ 監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

3 入札手続等

(1) 担当部隊等

〒183-0001 東京都府中市浅間町1-5-5
航空自衛隊宇宙作戦団(府中基地)会計隊契約班
TEL 042-362-2971(内線2248)
FAX 042-365-1517

(2) 入札説明書等の交付

ア 交付期間

令和8年6月19日から令和8年6月30日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。)の毎日、午前8時15分から午後5時

イ 交付場所

(1)及び府中基地ホームページの調達情報

ウ 交付書類

入札説明書、仕様書、申請書、資料、その他、契約担当官が必要と認めるもの

エ 交付方法

手交若しくは府中基地ホームページ

なお、仕様書についても、府中基地ホームページの調達情報から入手可能である。

(3) 申請書、資料及び資格審査結果通知書の提出期限等

ア 提出期限

令和8年6月30日 17時00分

イ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。

(4) 入札書等の提出期限等

ア 提出期限

令和8年7月29日 17時00分

イ 工事費内訳明細書の提出

工事費内訳明細書についても、入札書と同時に提出するものとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送等

※入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書(入札説明書第7項第7号に示すもの)又はその写しを提示する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年8月3日 14時00分

イ 場所 航空自衛隊府中基地入札室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証(契約不適合を保証する特約(1年間)を付したものに限り。)を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については10分の3)以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書、資料を含む提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。

(7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(8) 情報保全に係る履行体制の確認

ア 入札後、落札予定者は遅滞なく入札説明書第7条3号の力に示す資料を提出するものとする。

イ 資料については契約担当官が指定した日までに提出するものとし、期限内に提出されなかった場合は、情報保全に係る履行体制について懸念が存在するものと認め、落札予定者の競争参加資格を取り消す。

ウ 落札予定者が情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者であった場合は、その者の行った入札は無効とし、次順位者を落札予定者として、アの確認を行う。

(9) 契約書作成の要否
要

(10) 適用する契約条項

本工事は、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項を適用する。

(11) 資料のヒアリングを行う場合がある。

(12) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。

(13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

[(14)アは、請負金額が4500万円以上(建築一式9000万円以上)の場合に適用する。]

(14) 配置予定監理技術者の確認

ア 落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

イ 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

[(15)は、請負金額が4500万円以上(建築一式9000万円以上)の場合に適用する。]

(15) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(16) 詳細は、入札説明書による他次のとおりとする。

ア 見積参考資料の交付について

本工事は、一般競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格があると認められた者に対し、入札説明書に示す入札書の提出期限の6日前(行政機関の休日を除く)までに見積参考資料を交付する試行工事である。

なお、「見積参考資料」は、建設工事請負契約書第1条の設計図書には該当せず、見積書作成の参考資料であり、その有効期限は本工事の開札日までとする。

イ 単品スライドの「特例措置」について

指定品目については、契約後に建設工事請負契約書第27条第5項(単品スライド)による請求があった場合、1品目としてスライド判定を行う(「特例措置」)ものとする。

特記仕様書

- 1 件 名：内装等改修工事
- 2 施工場所：航空自衛隊府中基地（東京都府中市浅間町1－5－5）
- 3 工 期：契約締結日～令和9年1月31日
- 4 概 要：本工事は、航空自衛隊府中基地内が管理する隊員食堂及び医務室の内装及び給排水設備の改修を行うものである。

5 一般共通事項

(1) 一般事項

本工事は、本仕様書及び図面に記載された事項のほか、次項に従い、遺漏なく実施するものとする。また、これらに明記なき事項については、監督官の指示に従い実施するものとする。

ア 公共建築（改修）工事標準仕様書

イ 防衛施設共通仕様書

ウ その他関係法令

(2) 基地内態様

ア 基地への入出門時間は、平日8時15分から17時00分とし、これを超える時間のほか、休養日及び休日における入出門は、監督官と協議するものとする。

イ 統制事項及び書類手続きは、監督官の指示によるものとする。

ウ 指定場所以外での喫煙は厳禁とする。

エ 工事用水及び工事用電力の基地からの供給については、請負者の責任で基地と別途契約し、使用するものとする。

オ 基地機能運用上の理由により不測の事態が発生した場合、監督官の指示に従わなければならない。

(3) 現場管理

ア 施工管理

(ア) 請負者は、工事に関する下請負契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、建設業の許可書等の写しを施工現場に備えるとともに、監督官に提出するものとする。

なお、提出時期は着手前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。

(イ) 請負者は、施工体系図、建築業の許可を示す標識、建設業退職金共済制度適用事業主の現場である旨の標識及び労災保険関係の標識の現場掲示状況写真を監督官に提出するものとする。

関係者以外不許複製

航空自衛隊府中基地			件 名		内装等改修工事	
隊 長	総括班長	企画係長	財産係	班 長	担当者	作 成 日
						令和8年5月19日

(ウ) 請負契約金額が4,500万円以上(建築一式工事は9,000万円以上)の場合は、専任の監理技術者又は専任の主任技術者を配置するものとする。

イ 完全週休2日制工事(土日)の試行

(ア) 週休2日の考え方

- a 完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上現場閉所(現場休息)を行なったと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定するものとする。

月単位の週休2日とは、対象期間内における全ての月で現場閉所(現場休息)日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の週休2日とは、対象期間において、28.5%(8日/28日)以上の現場閉所(現場休息)を行なったと認められることをいう。

なお、降雪、出水期、猛暑日等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- b 対象期間は、工事着手日から工事完成までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- c 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。

(イ) 現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日まで現場閉所実績報告書を提出するものとする。

(ウ) 総合工事工程表の作成

受注者は発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工事工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

- a 建設工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇の確保)
- b 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」

c 施工終了後の自主点検、後片付け、清掃等の「後片付け期間」

d 降雪、出水期、猛暑日等の作業不能日数

(エ) 工事工程の共有

a 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

b 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。

c 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

d 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

(オ) 現場閉所の達成状況及び精査

対象期間における全ての週において完全週休2日（土日）が達成できていない又は月単位の週休2日が達成できていない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）、現場管理費及び市場単価等を請負代金額の変更により減額するものとする。

ウ 安全管理

(ア) 請負者は現場代理人を指定し、原則常駐させるものとし、関係法令に従って現場管理を行い災害及び事故防止に努めるものとする。

(イ) 現場の安全衛生は、現場代理人が責任者となり労働安全衛生法その他関係法令に従ってこれを行うものとする。

エ 災害時等の対処

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督官へ報告するものとする。

オ 火気使用等

(ア) 火気（裸火及び電熱器具等）を伴う器材を使用する場合は、あらかじめ監督官の確認を受けたうえで使用するものとし、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備等を設ける等の火災防止措置を講ずるものとする。

(イ) 施工場所が基地内の場合は、府中基地規則に定める火気使用申請を行い、火気使用許可証の受領後に使用できるものとし、火気使用場所の見やすい位置に表示する。

また、内燃機関の屋内使用を禁ずるものとする。

カ 立入制限

工事に関係のない場所への立入り及び撮影は厳禁とする。その他、立入りに関する手続きは監督官の指示によるものとする。

キ 養生、清掃及び後片付け

請負者は、施工現場には適切な方法で養生するものとし、工事の完成に際しては、当該工事に関する部分の清掃及び後片付けを行わなければならない。

ク 軽微な変更

請負者は、工事に際し、位置又は工法に軽微な変更が生じる場合、それによる数量の増減等の変更を監督官と協議し、監督官の指示に従わなければならない。この場合の請負金額及び工期については、変更しない。

ケ 疑義

請負者は、仕様書等の内容に不明な点がある場合や明示のない場合又は疑いが生じた場合、すべて監督官と協議しなければならない。その際、技術上当然施工すべき事項は請負者の責任において行うものとする。

コ 材料

(ア) 材料の搬入に先立ち、材料搬入計画書を搬入前日までに監督官に提出するものとする。

(イ) 材料は、あらかじめ監督官の承諾を受けたうえで調達するものとし、監督官による材料検査に合格した後に使用するものとする。また、カタログ、品質規格証明書又は試験成績証明書等がある場合は提出するものとする。

(ウ) 請負者は、グリーン購入法に基づき、積極的に判断基準を満たす材料を調達するものとし、当該品を使用する場合は、材料搬入計画書により通知するものとする。

(エ) 仕様書に記載された材料のうち同等品を使用する場合は、同等以上であることの証明を事前に監督官に提出又は提示し、承認を得るものとする。

(オ) 受注後に製作する物（規格品を除く。）については、承認図を提出するものとする。

サ 発生材

金属類は、監督官の指示する場所（府中基地内）に運搬し、種類ごとに集積する。また、その他のものについては、関係法令の定めるところにより、請負者の責任において適切に処分する。

なお、産業廃棄物を処分する場合は、最終処分までに生起した産業廃棄物管理票（電子マニフェストを含む。）の写しを提出するものとする。

シ 写真管理及び写真撮影要領

写真管理及び工事写真撮影要領は「営繕工事写真撮影要領」によるものとし、(ア)から(カ)の事項に注意する。

(ア) 工事写真は、原則デジタルカメラ写真（カラー）とし、写真帳に工事種目又は分類ごとに整理のうえ提出するものとする。

(イ) 材料検査は、監督官立会いのもと黒板（白板）に品名、規格数量等の必要事項を記載し、記載内容が明確に確認できるよう撮影する（記載内容は、写真帳及び材料搬入報告書と整合させる。）。

(ウ) 工事写真は、黒板（白板）に工事内容、撮影部位及び日付け等の必要事項を記載し、記載内容が明確に確認できるよう撮影する（記載内容は、写真帳と整合させる。）。

(エ) 施工前、施工中及び施工後を、それぞれ定位、定点及び同一方向から撮影する。

(オ) 施工後に隠ぺいとなる部分は、監督官立会いのもと撮影する。

(カ) 工事写真の編集を行ってはならない。ただし、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」(令和5年3月1日 国営建技第14号)に基づく小黑板情報の電子的記入はこれにあたらぬ。

ス 補償

施工にあたっては、建物、工作物及びその他に損害を与えないための必要な措置を講じるものとする。万一、損害を与えた場合は、請負者の責任により速やかに工期内に復旧させるものとする。

セ 設計図書等の管理

(ア) 設計図書及び写真等を、本工事に使用する以外の目的で、第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。

(イ) 請負者は、発注者から貸与された図面等を、施工完了後すべて監督官へ返納するものとする。

ソ 完成検査

(ア) 請負者は、工事完成の際は、工事完成検査願を監督官に提出するものとする。

(イ) 請負者は、原則として監督官及び現場代理人立会いのもと、完成した工事目的物について、契約書、仕様書等及びその他関係書類と照合し、可否の判定を受けるものとする。

(ウ) 請負者は、完成検査に際し、手直しが生じた場合、速やかに手直しを行い検査官の再検査を受けるものとする。

タ 提出書類

請負者は、下表のとおり書類を作成し、遅滞なく監督官へ提出するものとする。

書類名称	提出期限	部数	備考
現場代理人等通知書	契約後速やかに	1	定型様式
総合工事工程表	〃	1	任意様式
施工体制台帳及び体系図	必要な場合	1	国土交通省様式
現場閉所実績報告書	翌月10日までに	1	定型様式
材料搬入報告書	〃	1	〃
発生材報告書	〃	1	〃
完成通知書及び検査願	監督官の指示による	1	〃
試験成績書	必要な場合	1	任意様式
写真帳	作成後速やかに	1	〃
承認図	必要な場合	1	〃
打合せ簿	〃	1	定型様式
産業廃棄物管理票(写し)	〃	1	サ 発生材による

6 特記事項

(1) 工事数量

工種	種目	名 称	規格等	単位	数量	備 考
建築改修工事	仮設	墨出し	複合改修	式	1	
		養生	複合改修	式	1	
		整理清掃後片付け	個別、複合改修	式	1	
		内部仕上げ足場	一般	式	1	
	撤去	ビニル幅木	H=60	m	77.3	
		壁合板・ボード	せっこうボード 合板	m ²	9.2	
		壁下地		m ²	9.2	
		壁クロス		m ²	395.58	
		画棧・帽子掛け		m	53.3	
		鏡	再使用	枚	6	
		エアータオル	再使用	台	5	
	塗装	下地調整	モルタル面	m ²	28.02	アスベスト含有
			ケイカル板面	m ²	33.11	アスベスト含有
		E P - G 塗り		m ²	61.13	
	内装	軽量鉄骨壁下地	65 形	m ²	9.2	
		壁クロス	サンゲツ A A クロス以上	m ²	392.09	
		壁素地ごしらえ		m ²	392.09	
		せっこうボード	厚=12.5 mm	m ²	5.82	
		合板張り	防水ベニヤ 厚=9 mm	m ²	3.28	
			メラミン化粧板	m ²	3.28	
		幅木	H=100	m	81.3	
		画棧	ツガ程度 SOP	m	46.1	
		帽子掛け	S U S 製	個	149	
電気改修工事	配線	配線	VVF 3 心 2.0mm	m	4.5	
		線ぴ	1 種金属線ぴ	m	3.4	
		コンセント	アースターミナル付ダブルコンセント	個	1	
機械設備工事	撤去	鏡	再使用	枚	6	
		水栓	13A	組	1	
		洗濯機パン	640×640	組	1	排水トラップ含む
	衛生器具	鏡	再使用	枚	6	
		水栓	洗濯機用水栓 13A	組	1	

関係者以外不許複製

工種	種目	名 称	規格等	単位	数量	備 考
機械設備改修工事	衛生器具	洗濯機パン	640×640	組	1	排水トラップ含む
	配管	給水管 (HIVP 管)	13A	m	1.5	
		排水管 (VP 管)	65A	m	7.3	配管支持含む
		排水管 (VU 管)	100A	m	3.2	
	保温	保温 (グラスウール)	屋内露出 13A	m	1.5	
		保温 (ポリスチレンフォーム)	屋外露出 65A	m	7.3	
	土工	根切り	掘削深さ : 500mm	m ³	0.62	
		埋戻し		m ³	0.62	
	はつり	機械はつり	φ 100	か所	1	
		手はつり	200×200×120	か所	1	
			φ 150	か所	1	

(2) 建築改修工事

ア 仮設

隊員食堂の開口部は、全面にシート等で養生を行うものとし養生テープ等にて完全に目張りし隙間を生じさせない事で改修場所から厨房へ塵埃等が飛散しないように処置するものとする。

イ 塗装

(ア) 既存塗膜はアスベスト含有のため、区画養生をするものとする。

(イ) 下地調整はR B種程度とし湿潤化等を行いながら飛散防止に配慮した工法で作業するものとする。劣化部分は最小限の除去を行うものとする。

(ウ) 塗装色は、色見本を提出し監督官の承認を得た物を使用するものとする。

ウ 内装

(ア) 壁紙張り

壁紙は、J I S A 6 9 2 1により建築基準に基づく防火材料の指定又は認定を受けた壁紙（基準：サンゲツ、AA級以上）とし、カタログ・サンプル等を提出し監督官の承認を得た物を使用するものとする。

(イ) 合板張り

メラミン化粧板は厚さ 3 mm程度し、水廻りのため必要に応じシーリング処理を施すものとする。

(ウ) 幅木

塩化ビニル製（ソフト巾木）とし、高さ 100 mmとする。色柄等はカタログ・サンプル等を監督官に提出し承認を得た物を使用するものとする。

(エ) 画棧

材質は、ツガ程度とし軽量鉄骨壁下地に固定するものとする。S O P仕上とし塗装色は、色見本を提出し監督官の承認を得た物を使用するものとする。

関係者以外不許複製

(オ) 帽子掛け

ステンレス製のフック式とし、1個当たり5kg程度の荷重に耐えるものとする。

(3) 電気設備改修工事

ア 事前確認

施工範囲における配線及び開閉器等について事前確認を行う。

イ コンセント

アースターミナル付2口コンセントを設置する。

ウ 金属線び

金属線びの種別は1種金属線びとする。線び内での電線の接続は行わないものとし、電線の被覆を損傷しないように配線するものとする。

(4) 機械設備改修工事

ア 事前調査

工事の着手に先立ち、十分な事前調査を行い、既設設備との関連事項及び維持管理性を詳細に検討し、勾配、接続位置等を考慮して施工するものとする。その際、設計図書等に疑義が生じた場合は、監督官と協議するものとする。

イ 撤去

(ア) 鏡

鏡は撤去後再取付するため、取り外し及び保管時は破損等がないよう十分注意する。

(イ) 水栓

既設水栓の撤去後、管末端部は閉栓処置を施すものとする。

(ウ) 洗濯機パン

既設洗濯機パン撤去後排水トラップ部はモルタル充填等により閉鎖し床面と不陸のないよう補修する。

ウ 給排水衛生設備工事

(ア) 水栓

設置する水栓は、洗濯機用水栓の単水栓とし、緊急止水弁付きとする。

(イ) 洗濯機パン

排水は床上排水とし、必要な勾配を確保できるようかさ上げ台の設置もしくは床上配管施工対応の洗濯機パンを設置する。

(ウ) 配管工事

給排水管を敷設する。材料は数量表によるものとし、屋外排水管については必要に応じて形鋼振れ止め支持等の配管支持を施すものとする。支持間隔は標準仕様書（機械設備工事編）によるほか図示による。排水管の接合は接着接合又はゴム輪接合とし、管内の流れの障害となる段違いを生じないようにする。

(エ) 保温工事

配管の保温を行う。保温の種別は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第2編3.1.5による。屋内露出配管は「a2・イ・Ⅶ」とし、屋外露出配管は「e2・ウ・Ⅶ」とする。屋外保温の継目は、シーリング材等によりシールを施す。

(オ) 土工

根切りの掘削幅及び掘削深さは図示によるほか、必要な勾配を保持することができ、かつ、管の接合が容易に行える掘削幅及び掘削深さとする。埋戻しは根切り土の中の良質土を使用し、十分な締め固めを行う。

(キ) はつり及び穴あけ

施工箇所及び口径等は図示による。必要に応じて隙間にモルタル又はロックウールを充填する。

なお、ロックウールの場合は、脱落防止の処置を施す。

7 アスベスト含有物

本工事の撤去に係る建材にアスベスト含有物があり、事前調査における分析結果を契約成立後、必要に応じて請負者へ提示するものとする。

8 発生材処理

(1) 処分方法及び処分場所

本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号））に基づいて適切に処分するものとする。

本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は、アからオのとおり見込んでいる。

ア 現場から受け入れ場所までの運搬距離

(ア) 産業廃棄物（アスベスト含有物）

片道概ね25km

(イ) 産業廃棄物（アスベスト含有物除く。）

片道概ね25km

イ 受け入れ場所での受け入れ時間帯

(ア) 産業廃棄物（アスベスト含有物）

0800～1630（基準）

(イ) 産業廃棄物（アスベスト含有物除く。）

0800～1630（基準）

ウ 受け入れ費用（中間処理から最終処分）

(ア) 産業廃棄物（アスベスト含有物）

1m³あたり¥35,000円

(イ) 産業廃棄物（アスベスト含有物除く。）

1m³あたり¥20,000円

エ 発生材数量

(ア) 産業廃棄物（アスベスト含有物）

約0.0016m³（消耗品等は含まない。）

(イ) 産業廃棄物（アスベスト含有物除く。）

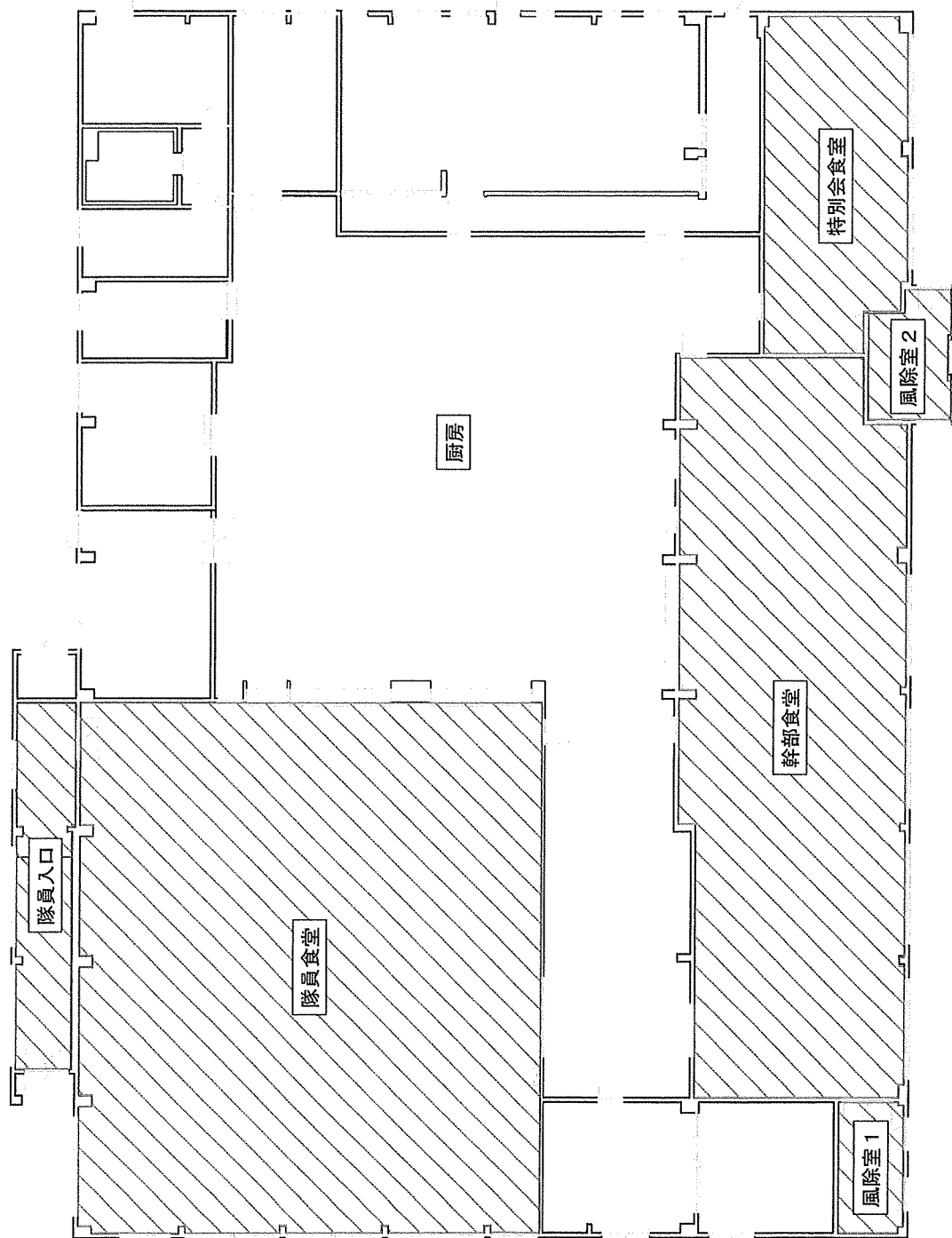
約1.39m³（消耗品等は含まない。）

オ 仮置き等の条件

施工現場内のみ可

(2) 処分場所変更に係る協議

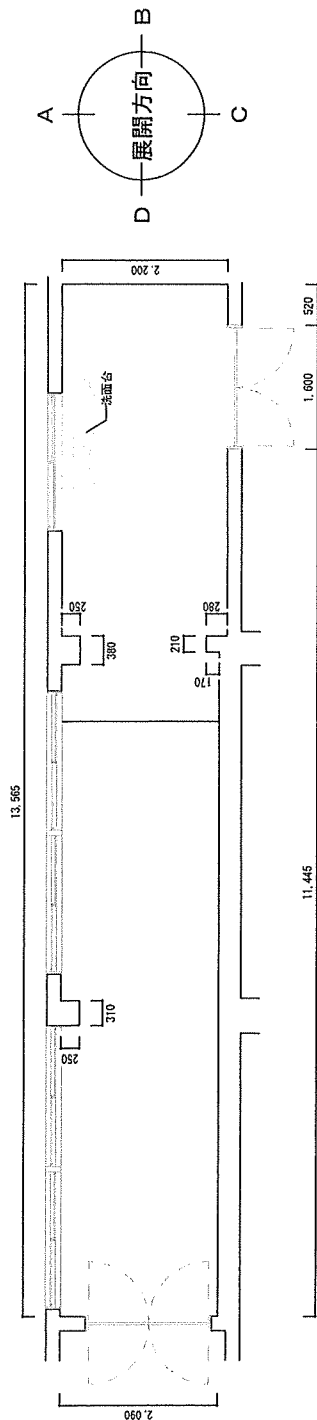
本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記によりがたい場合は、監督官と協議するものとする。



関係者以外不許複製

件 名	内装等改修工事		
図面名称	【施工場所 A】平面図		
図案番号	2/23	縮 尺	1/250
航空自衛隊府中基地			

隊員入口

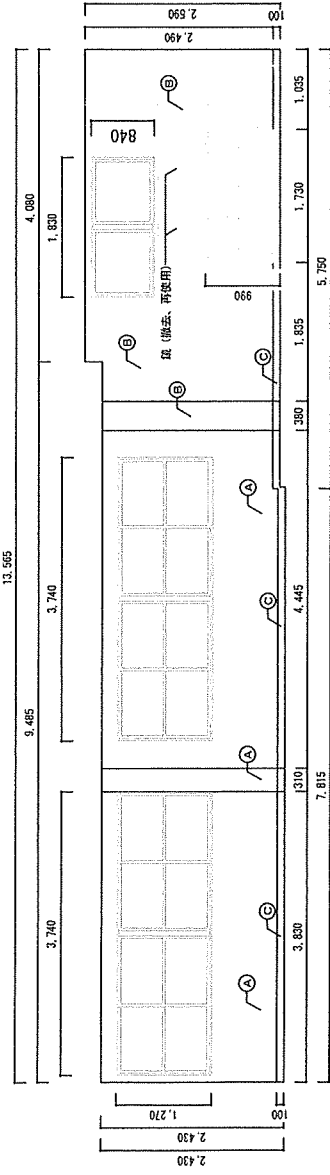


関係者以外不許複製

件 名	内装等改修工事		
図面名称	【施工場所A】隊員入口平面図		
図案番号	3/23	縮 尺	1/100
航空自衛隊府中基地			

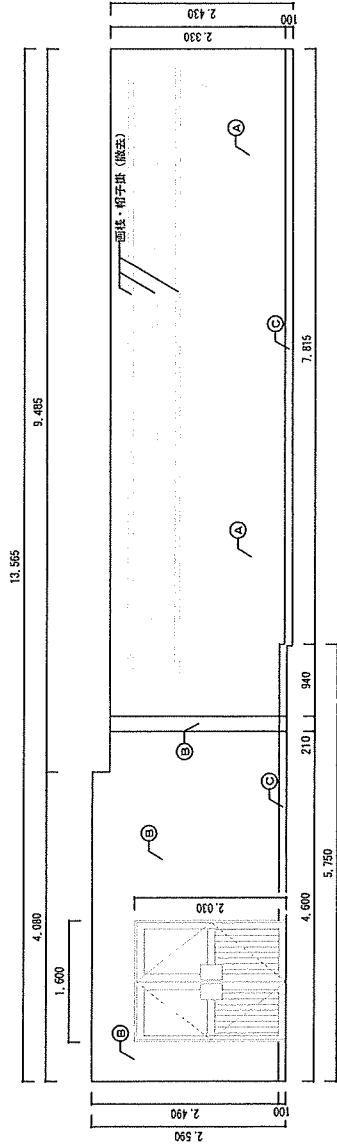
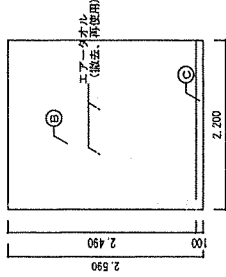
既存展開図

①	けい酸カルシウム板面 厚≒9.5 VE塗装 ※アスベスト含有
②	モルタル面 VE塗装 ※アスベスト含有
③	モルタル幅木 VE塗装



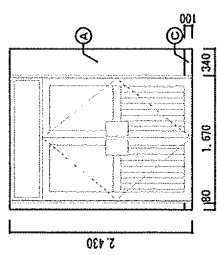
A面

B面



C面

D面

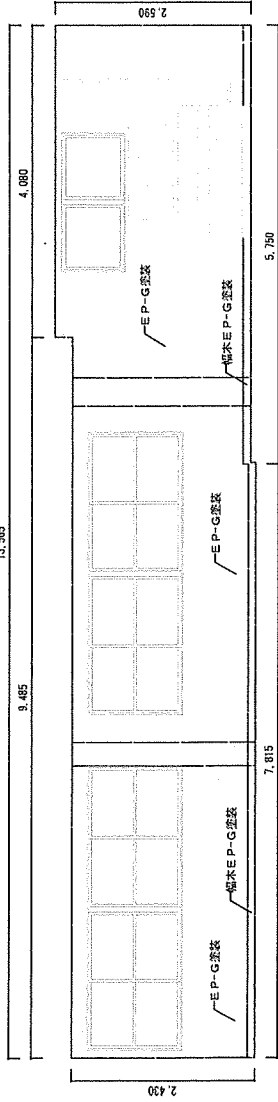


関係者以外不許複製

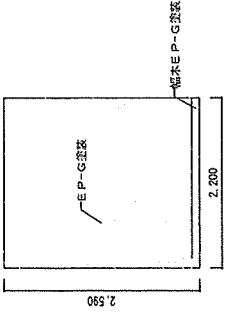
件名	内装等改修工事		
図面名称	【施工場所A】既存展開図 (隊員入口)		
図葉番号	4/23	縮尺	1/100
航空自衛隊府中基地			

改修展開図 S=1/100

壁	EP-G塗装
幅木	EP-G塗装

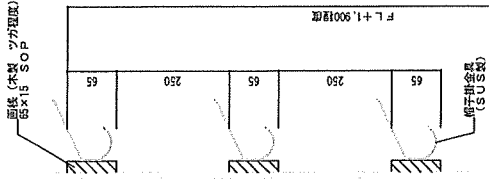


A面

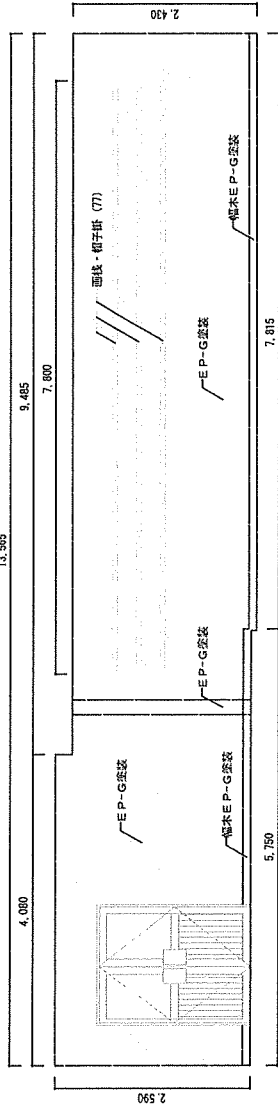


B面

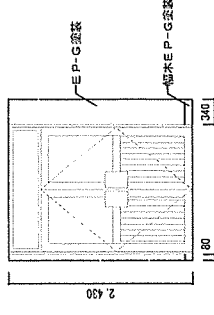
帽子掛け詳細図 S=1/10



※面材取付は、面材と設置板が壁下部に固定。



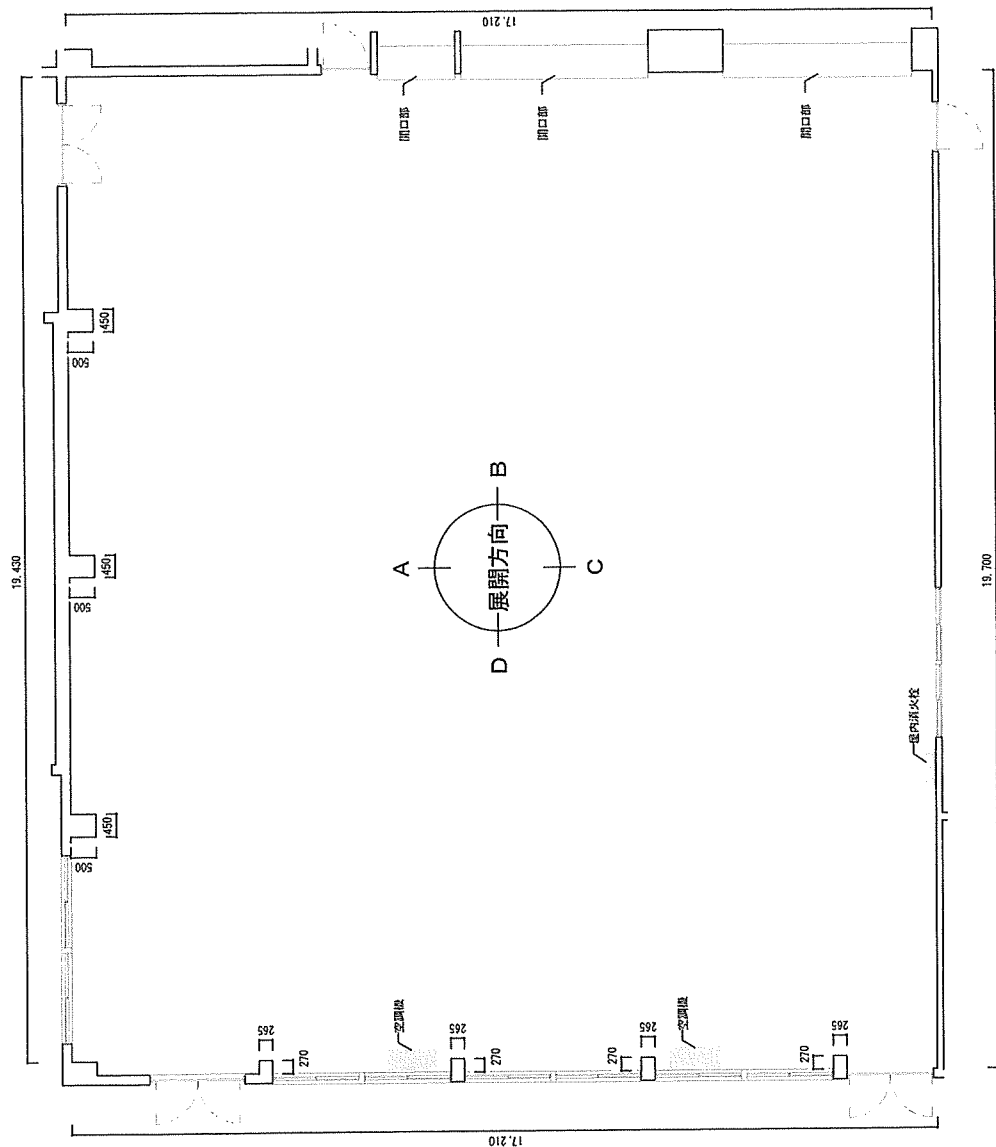
C面



D面

関係者以外不許複製

件名	内装等改修工事		
図面名称	改修展開図 (隊員入口) 帽子掛け詳細図		
図案番号	5/23	縮尺	図示
航空自衛隊府中基地			

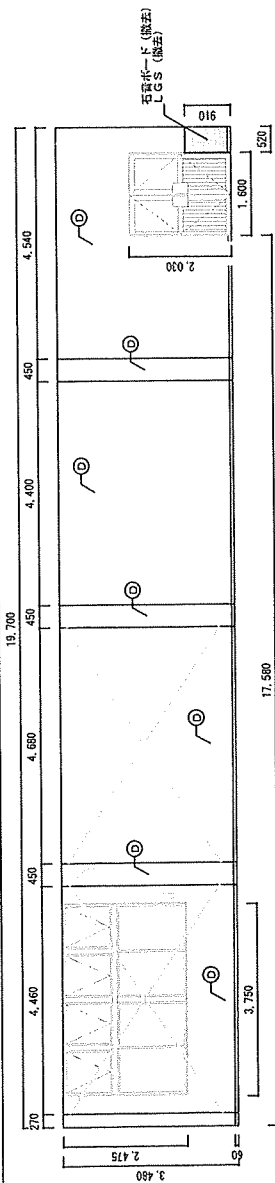


関係者以外不許複製

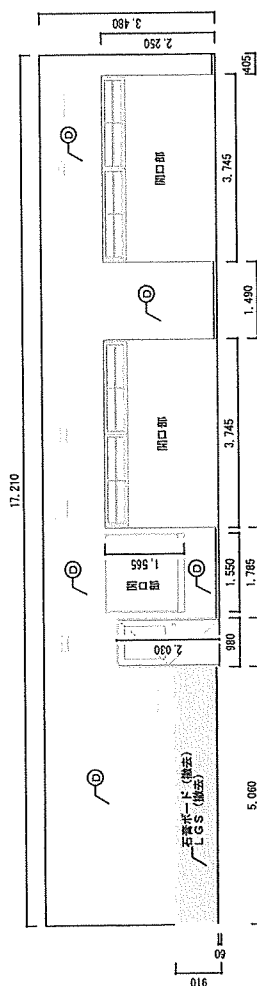
件名	内装等改修工事		
図面名称	【施工場所A】隊員食堂平面図		
図葉番号	6/23	縮尺	1/150
航空自衛隊府中基地			

既存展開図

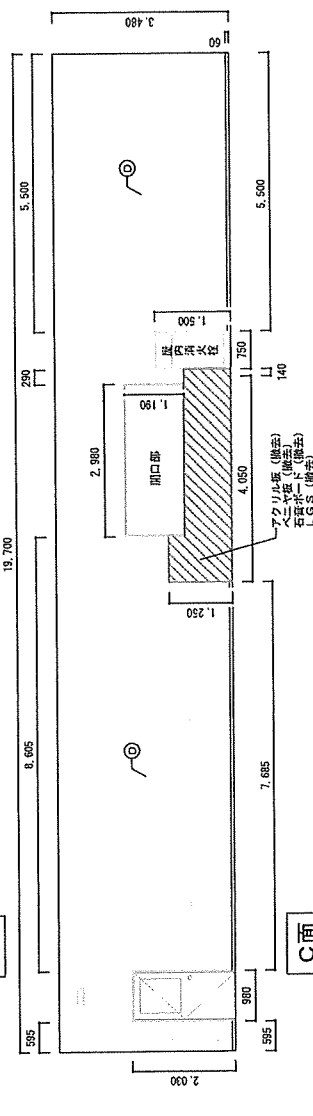
④ 石音ボード ア=12.5
ビニルクロス
ビニル幅木 H=60



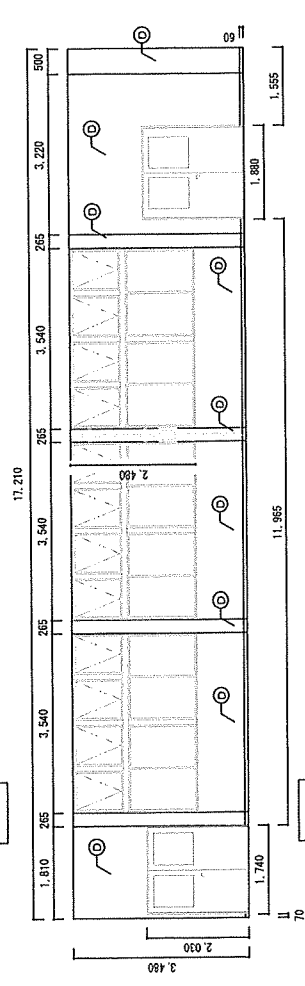
A面



B面



C面



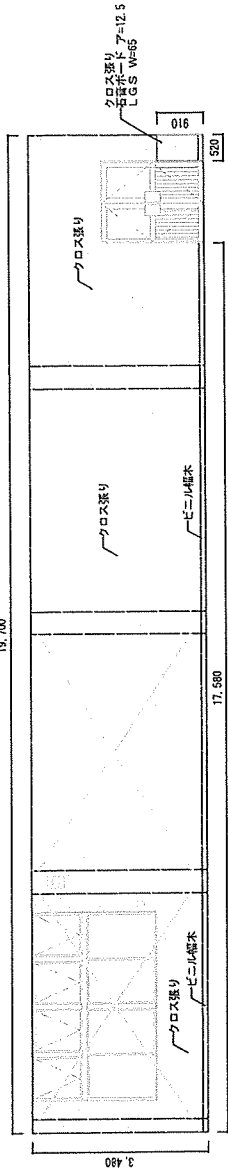
D面

関係者以外不許複製

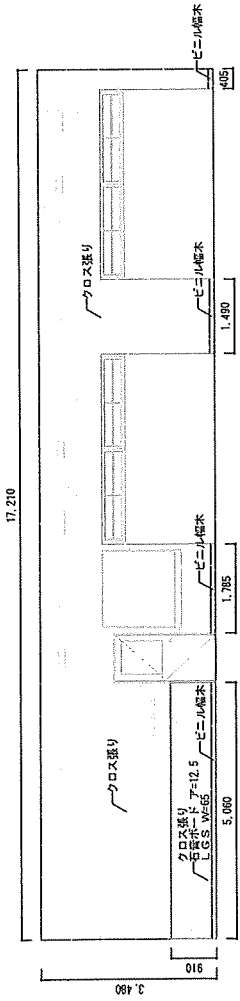
件名	内装等改修工事
図面名称	【施工場所A】既存展開図 (隊員食堂)
図葉番号	7/23 縮尺 1/150
航空自衛隊府中基地	

改修展開図

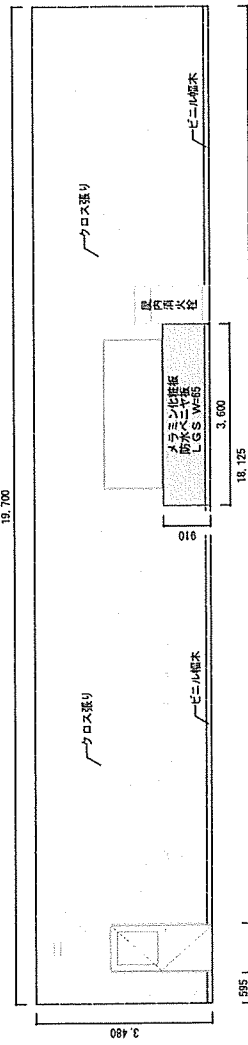
壁	クロス張り
幅木	ビニル幅木 H=100



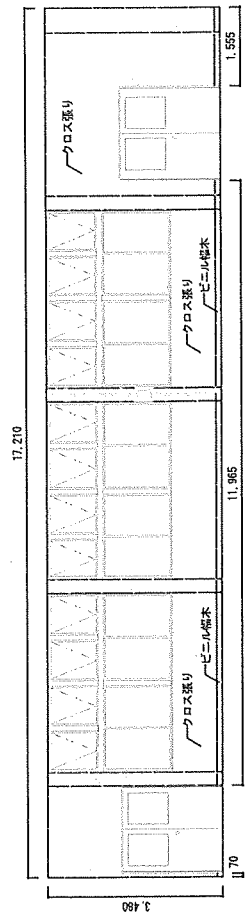
A面



B面



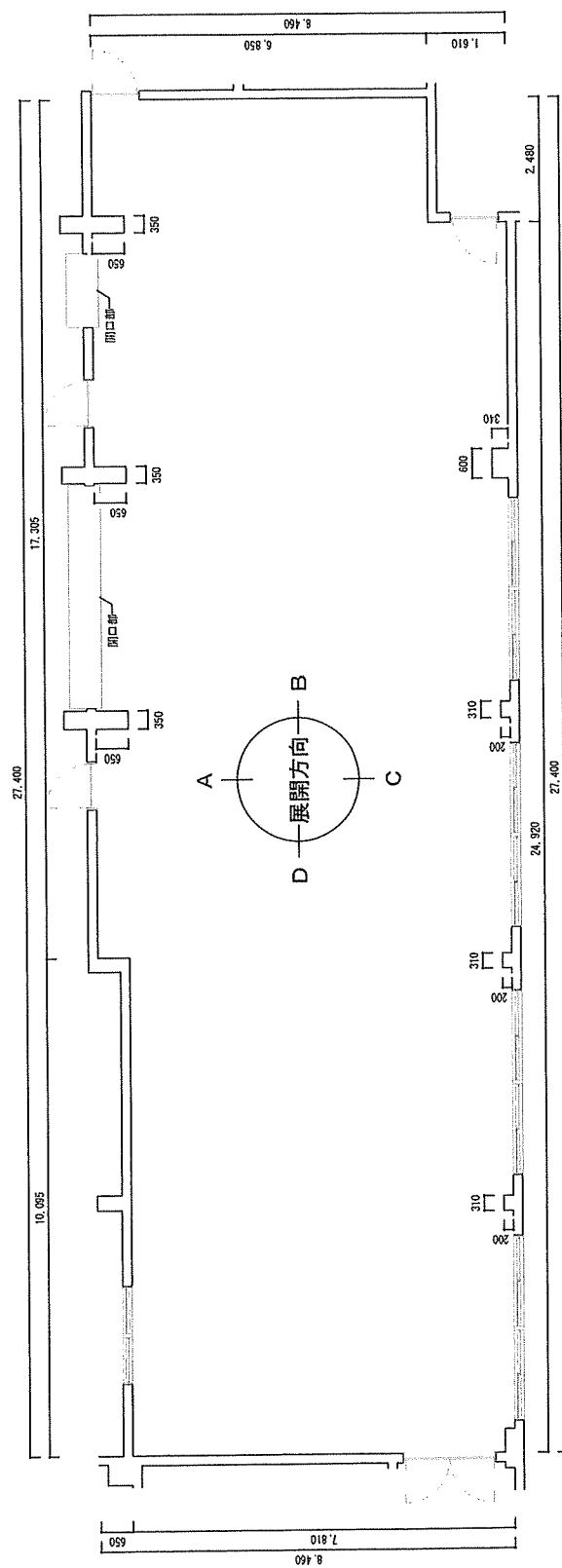
C面



D面

関係者以外不許複製

件名	内装等改修工事
図面名称	【施工場所A】改修展開図 (隊員食堂)
図葉番号	8/23 縮尺 1/150
航空自衛隊府中基地	



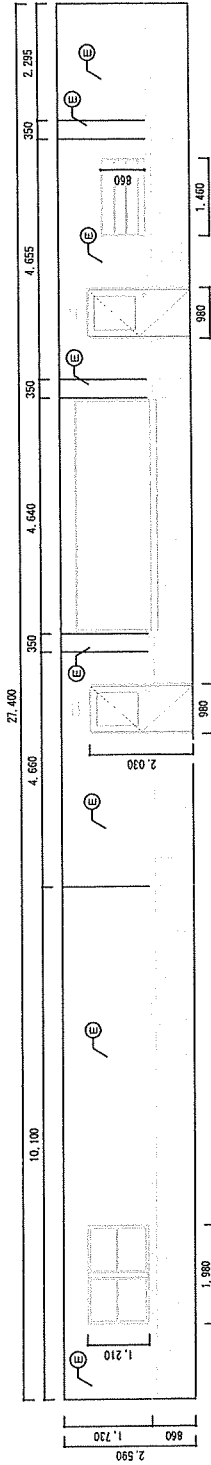
關係者以外不許複製

件名	内装等改修工事		
図面名称	【施工場所A】幹部食堂平面図		
図葉番号	9/23	縮尺	1/150

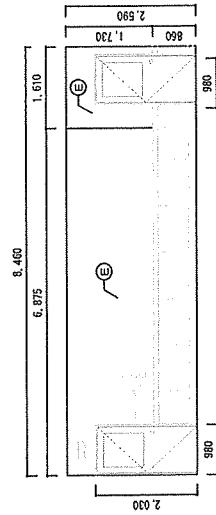
航空自衛隊府中基地

既存展開図

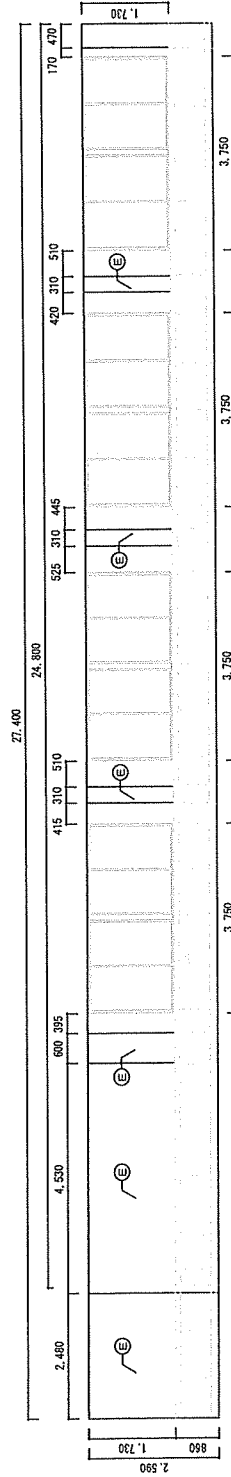
石膏ボード $\alpha=12.5$
ビニルクロス



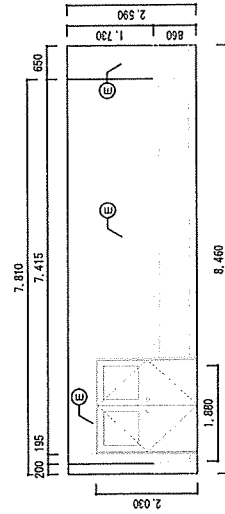
A面



B面



C面



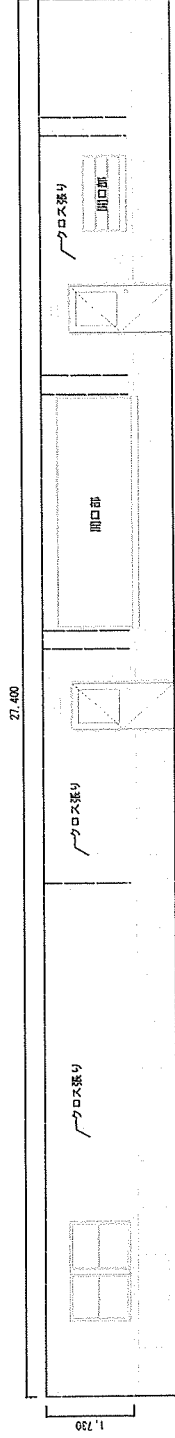
D面

関係者以外不許複製

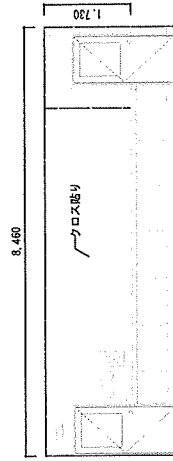
件名	内装等改修工事
図面名称	【施工場所A】既存展開図（幹部食堂）
図葉番号	10/23 縮尺 1/150
航空自衛隊府中基地	

改修展開図

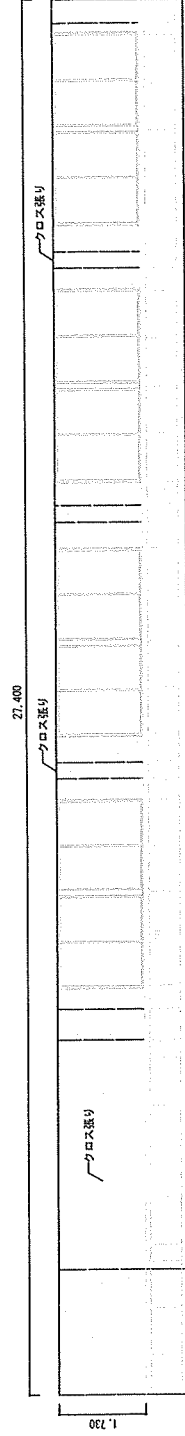
壁 クロス張り



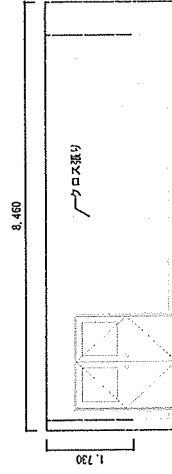
A面



B面



C面

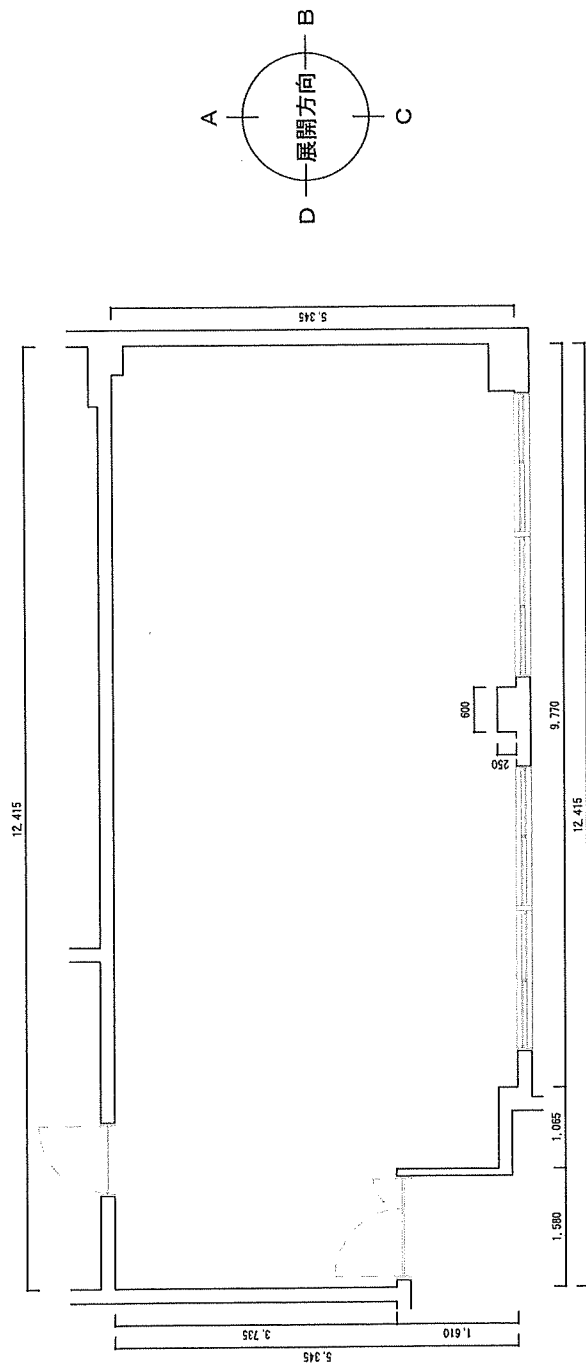


D面

関係者以外不計複製

件名	内装等改修工事
図面名称	【施工場所A】改修展開図（幹部食堂）
図葉番号	11/23 縮尺 1/150
航空自衛隊府中基地	

酬金公司

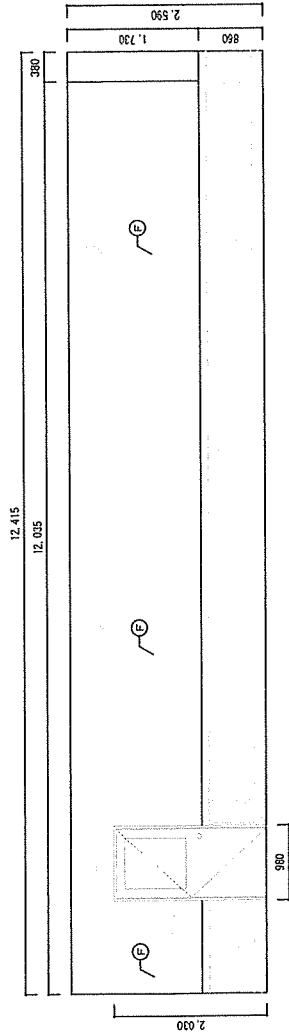


關係者以外不許複製

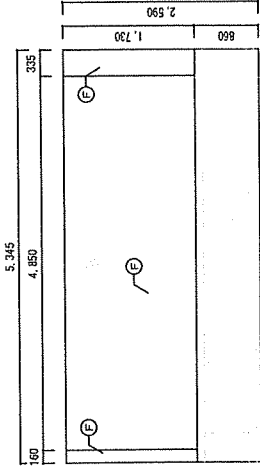
件 名	内装等改修工事		
図面名称	【施工場所 A】特別会食室平面図		
図葉番号	12/23	縮 尺	1/100
航空自衛隊府中基地			

既存展開図

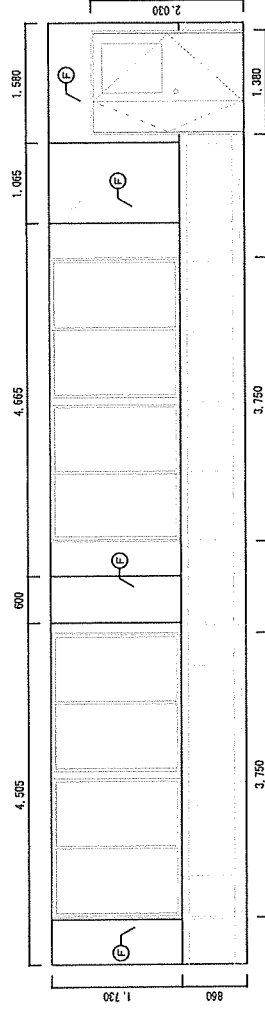
石葺ボードア=12.5
ビニルクロス



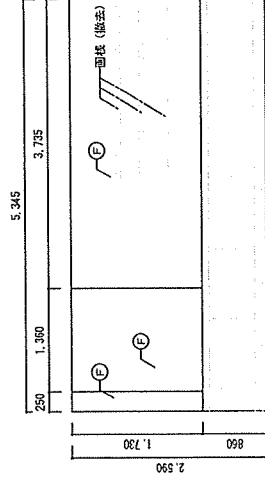
A面



B面



C面



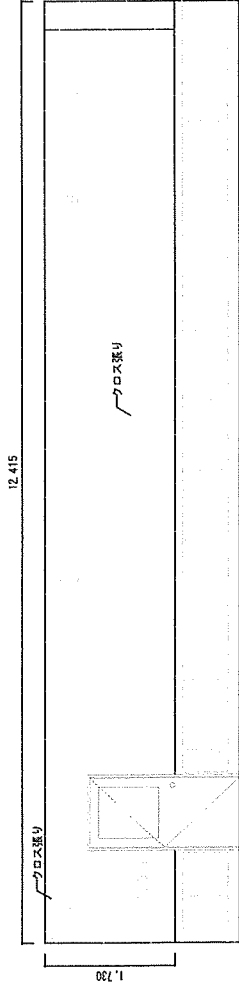
D面

関係者以外不許複製

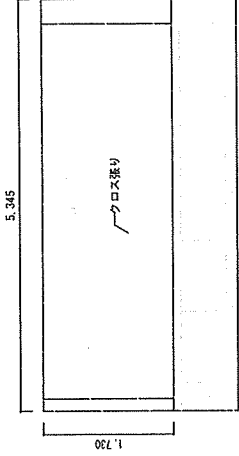
件名	内装等改修工事
図面名称	【施工場所A】既存展開図（特別会食室）
図葉番号	13/23
縮尺	1/100
航空自衛隊府中基地	

改修展開図

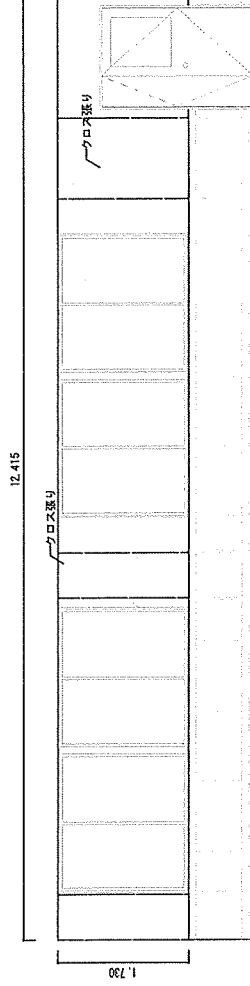
壁 クロス張り



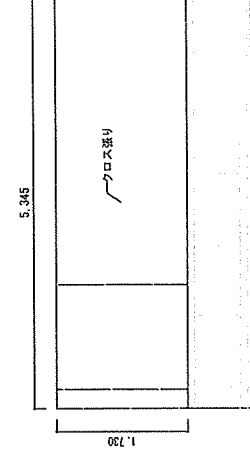
A面



B面



C面



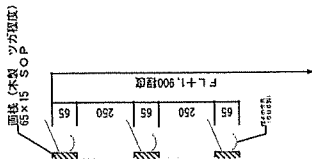
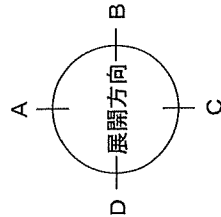
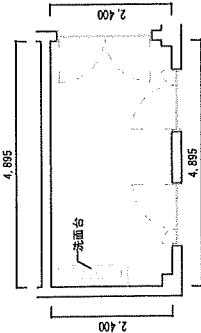
D面

関係者以外不許複製

件 名	内装等改修工事		
図面名称	【施工場所A】改修展開図（特別会食室）		
図葉番号	14/23	縮 尺	1/100
航空自衛隊府中基地			

風除室 1 S = 1/150

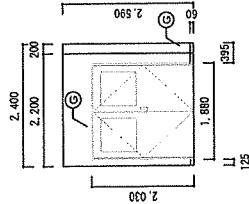
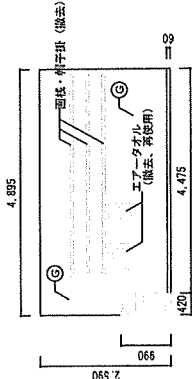
帽子掛け詳細図 S = 1/20



※図紙取付は、面材と程度数値型下地に面定。

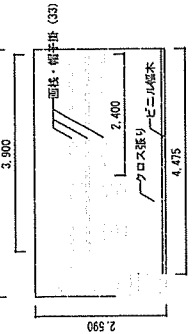
既存展開図 S = 1/150

改修展開図 S = 1/150



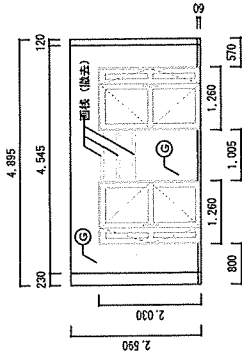
A面

B面

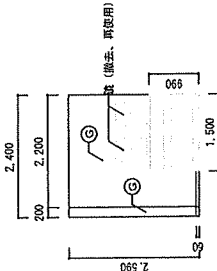


A面

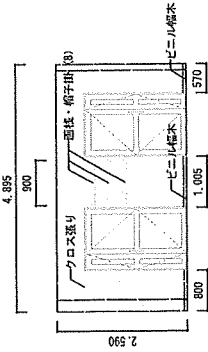
B面



C面



D面



C面

D面

石膏ボード ア=12.5
ビニルクロス
ビニル幅木 H=60

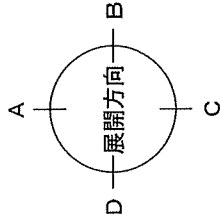
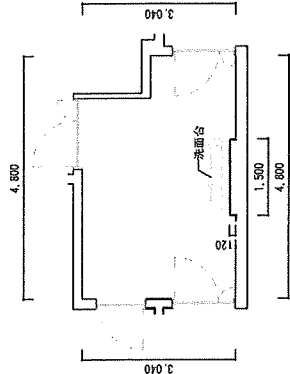
壁	クロス張り
巾木	ビニル幅木 H=100

関係者以外不許複製

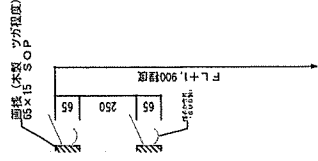
件名	内装等改修工事
図面名称	風除室1平面図、既存展開図、改修展開図、帽子掛け詳細図
図葉番号	15/23
縮尺	図示

航空自衛隊府中基地

風除室 2 S = 1/150

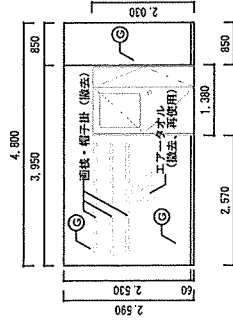


帽子掛け詳細図 S = 1/20

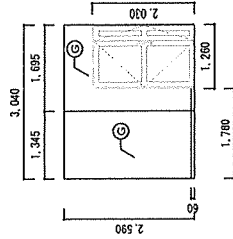


※図線取付は、図線と移置板外壁下に固定。

既存展開図 S = 1/150

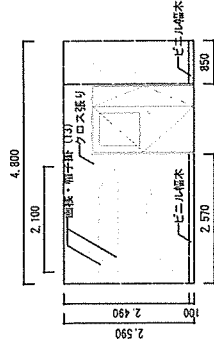


A面

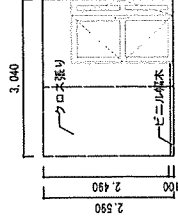


B面

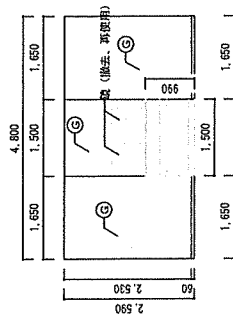
改修展開図 S = 1/150



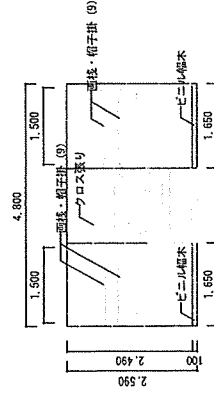
A面



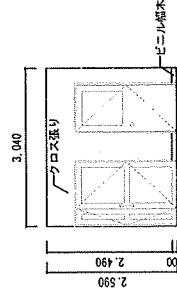
B面



C面



C面



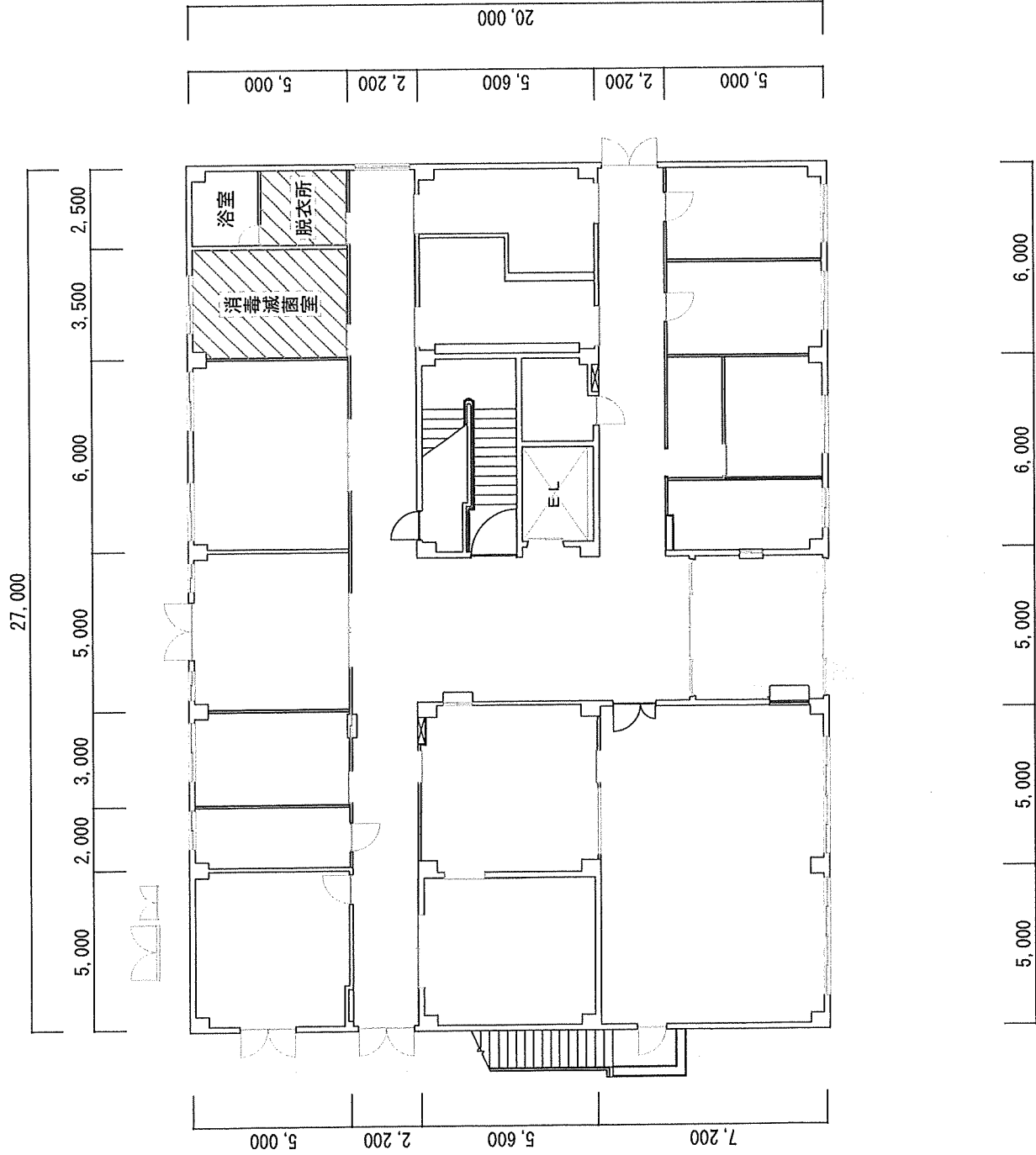
D面

石膏ボード ア=12.5
ビニルクロス
ビニル幅木 H=60

壁 クロス張り
巾木 ビニル幅木 H=100

関係者以外不許複製

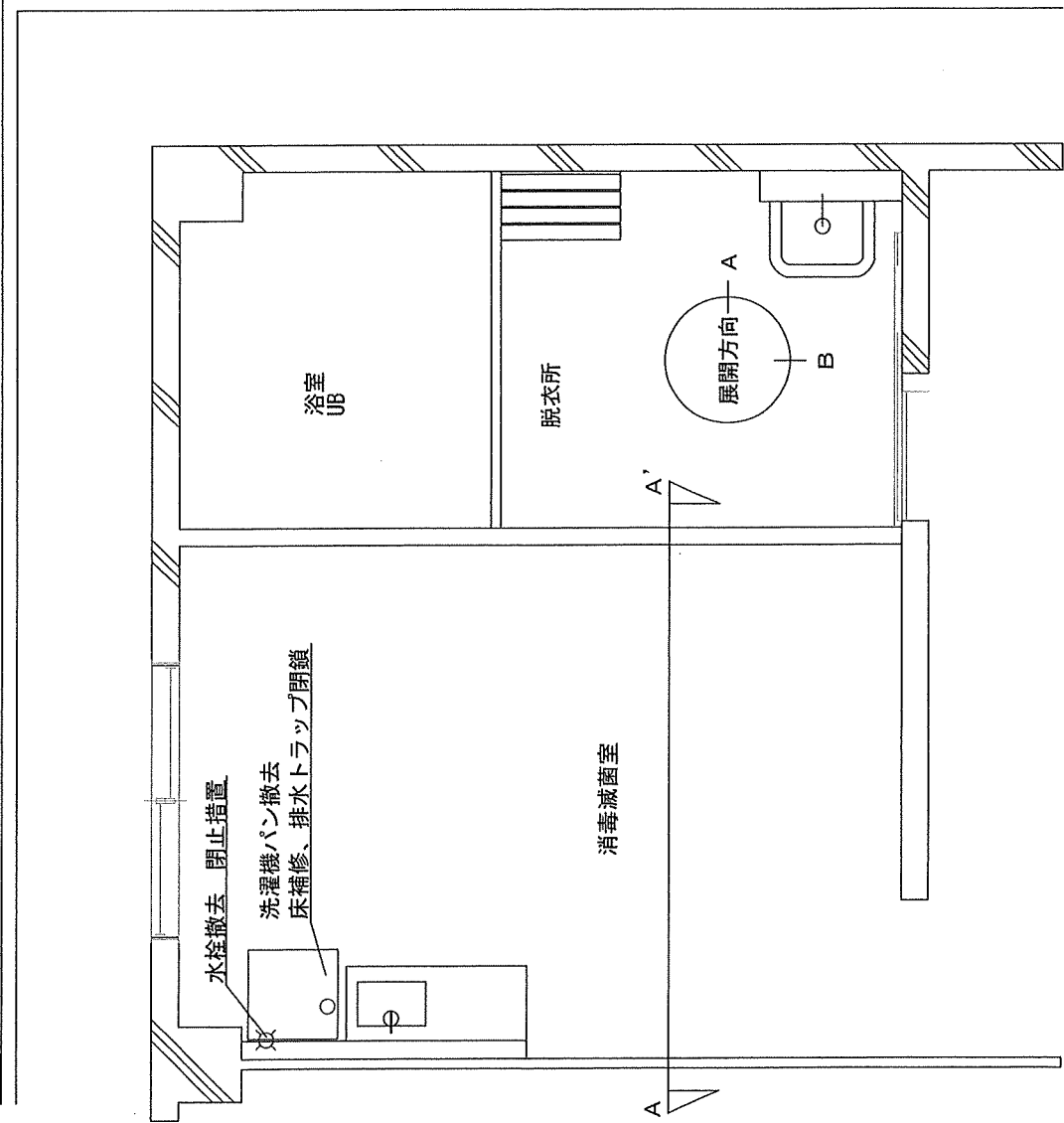
件名	内装等改修工事
図面名称	風除室2平面図、既存展開図 【施工場所A】改修展開図、帽子掛け詳細図
図葉番号	16/23 縮尺 図示
航空自衛隊府中基地	



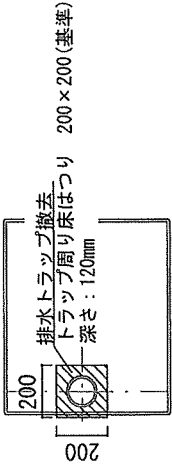
凡例
改修場所

関係者以外不許複製

件名	内装等改修工事
図面名称	【施工場所B】 平面図
図葉番号	17/23 縮尺 1/200
航空自衛隊府中基地	

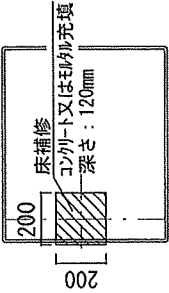


消毒滅菌室 平面図



撤去前

洗濯機パン 床補修詳細図 【撤去前】 S=1/30

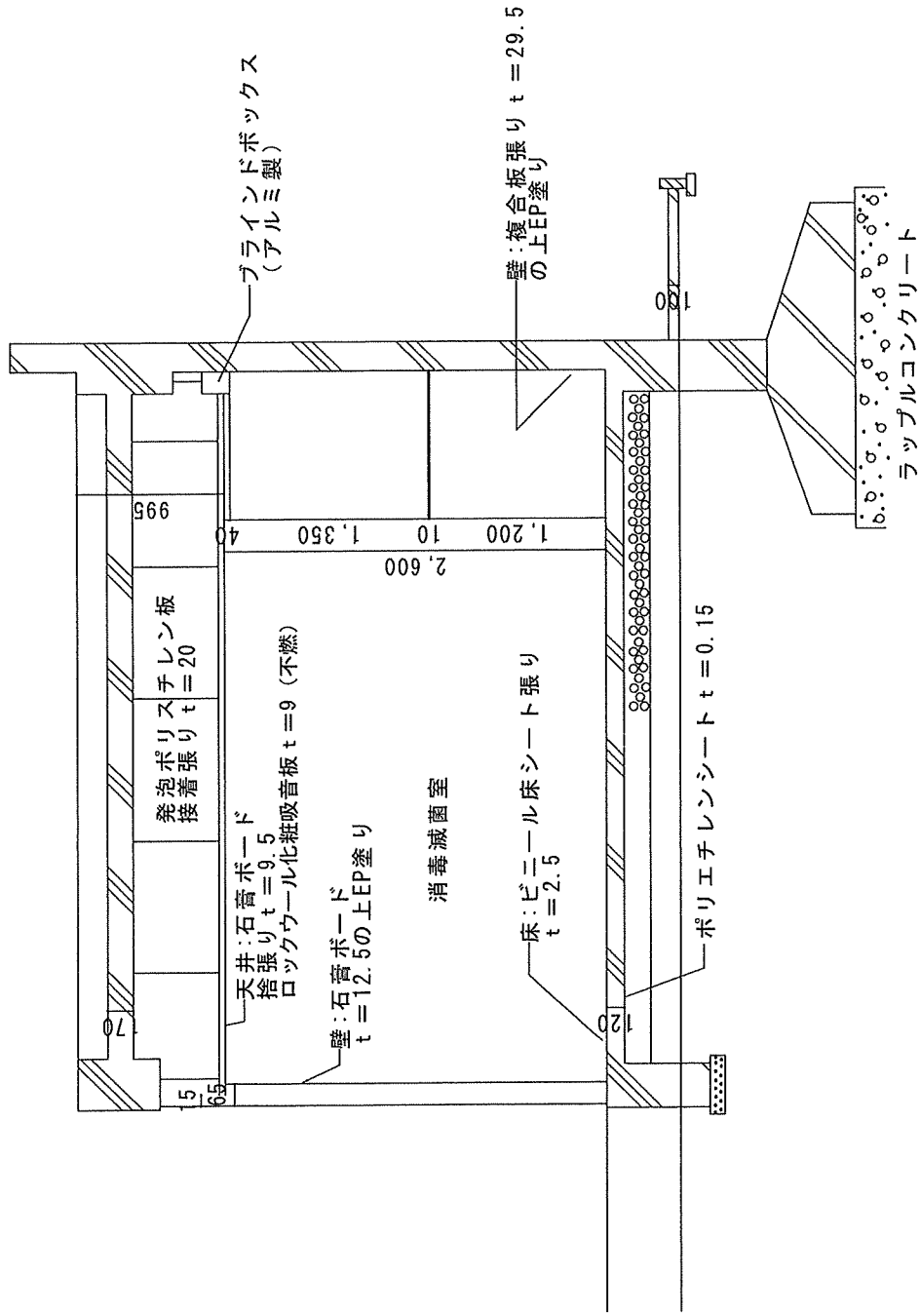


撤去後

洗濯機パン 床補修詳細図 【撤去後】 S=1/30

関係者以外不許複製

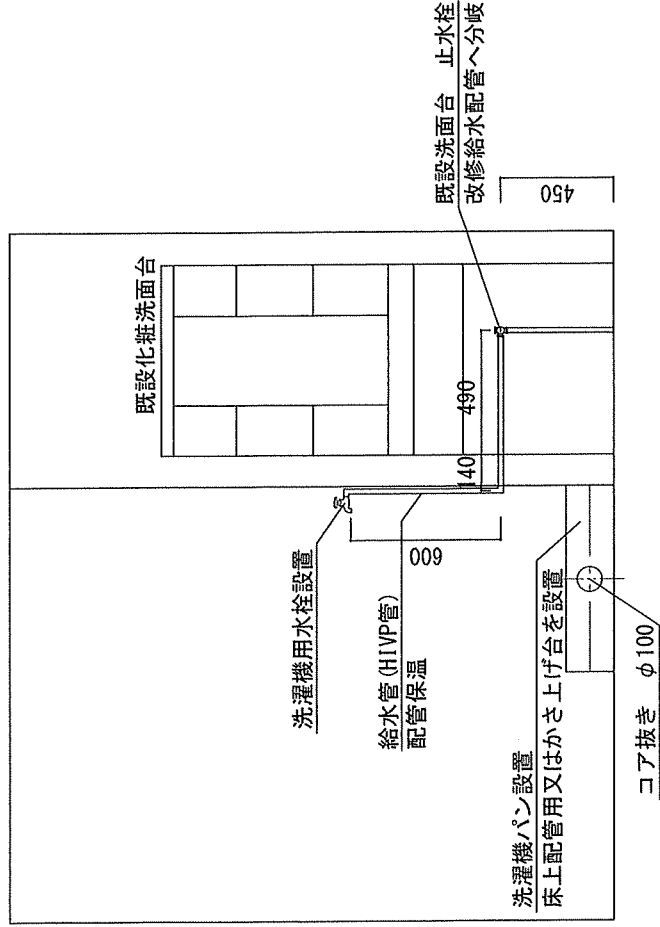
件 名	内装等改修工事	
図面名称	【施工場所日】消毒滅菌室 撤去	
図葉番号	18/23	縮 尺 1/50
航空自衛隊府中基地		



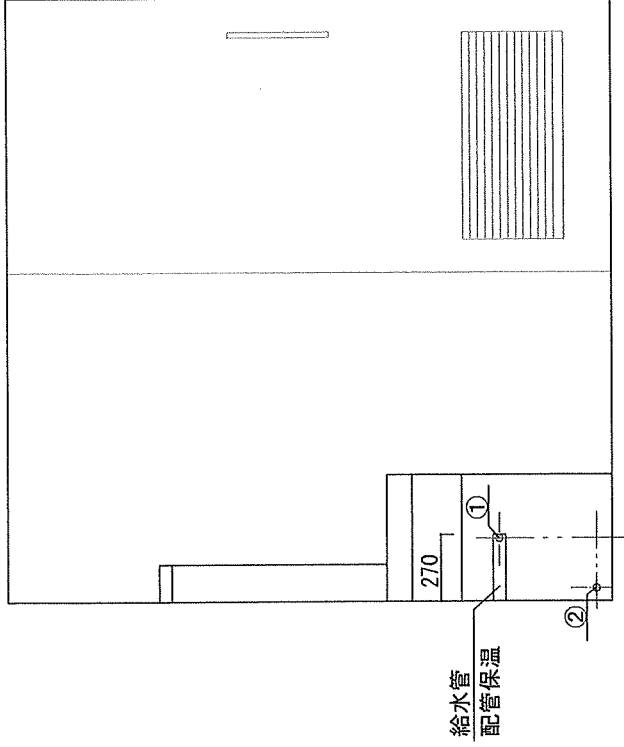
消毒滅菌室 A-A' 断面図

関係者以外不許複製

件名	内装等改修工事
図面名称	【施工場所B】消毒滅菌室断面図
図葉番号	19/23 縮尺 1/50
航空自衛隊府中基地	



展開方向 A 立面図



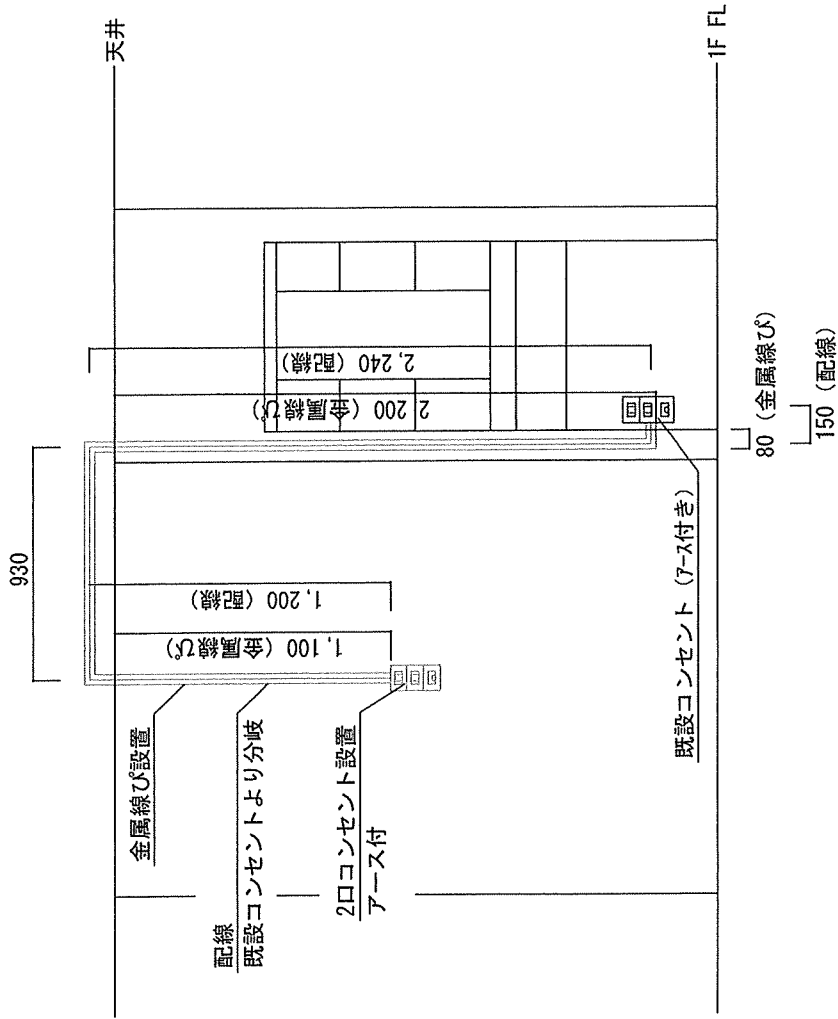
展開方向 B 立面図

給水管	1.5m HIVP管 13A
配管保温	1.0m グラスウール、合成樹脂カパー
水栓	13A 洗濯機用
コア抜き	洗濯機排水用 φ100
洗濯機パン	640×640 床上排水で必要な勾配を確保できるよう、床上配管用洗濯機パンまたはかさ上げ台を設置

①	給水分岐用 加工穴 φ30程度
②	電線分岐用 加工穴 φ30程度

関係者以外不許複製

件名	内装等改修工事		
図面名称	【施工場所B】 脱衣所立面図 改修(機械設備)		
図葉番号	20/23	縮尺	1/30
航空自衛隊府中基地			



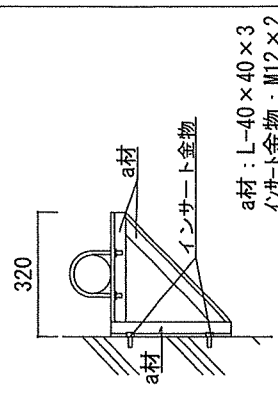
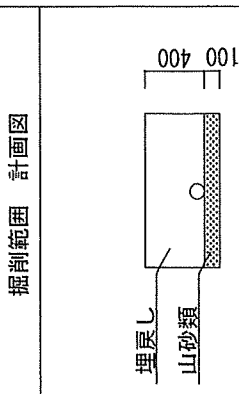
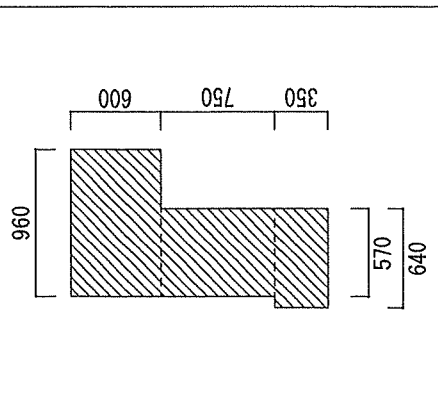
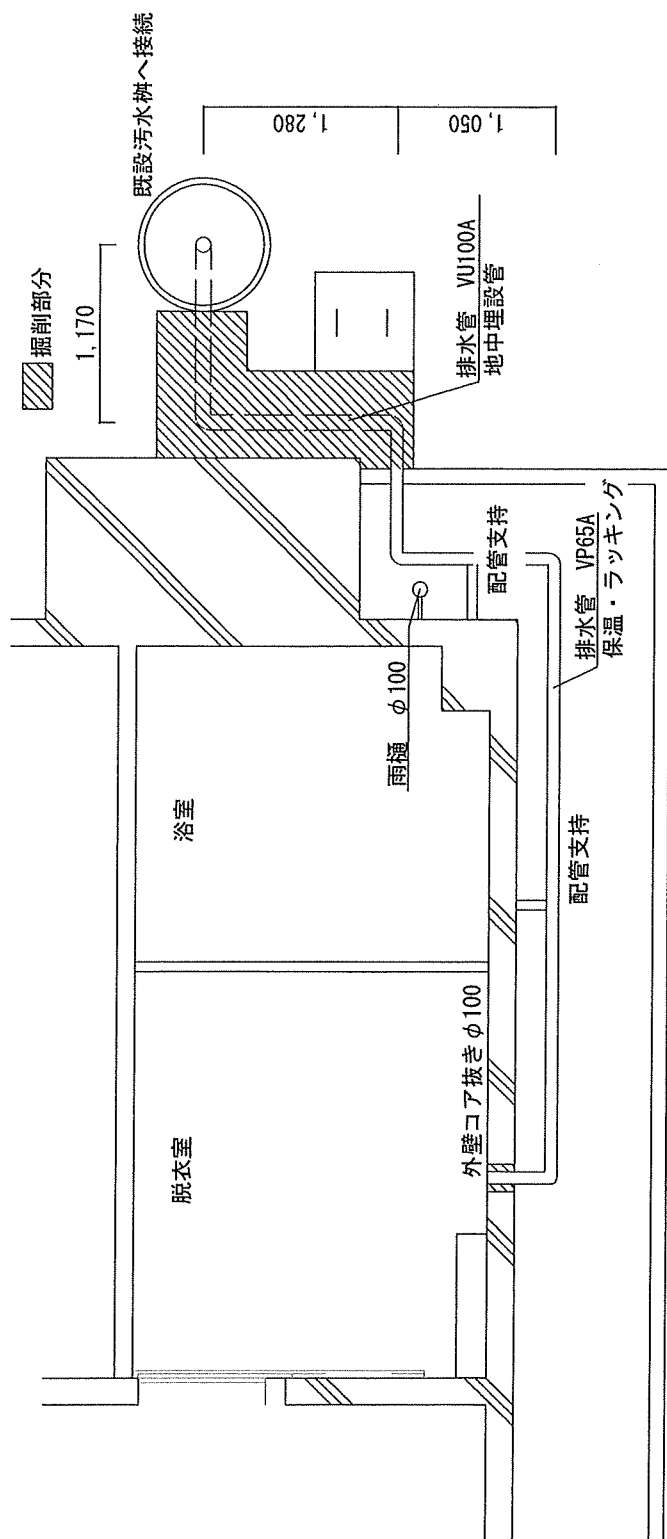
配線	4.5m	WF 2芯 1.6mm
	4.5m	7-ス線
線び	3.4m	1種金属線び
コンセント	1個	アースターミナル付き2口コンセント

関係者以外不許複製

件名	内装等改修工事		
図面名称	【施工場所B】	脱衣所立面図	改修(電気設備)
図葉番号	21/23	縮尺	1/30
航空自衛隊府中基地			

展開方向A 立面図

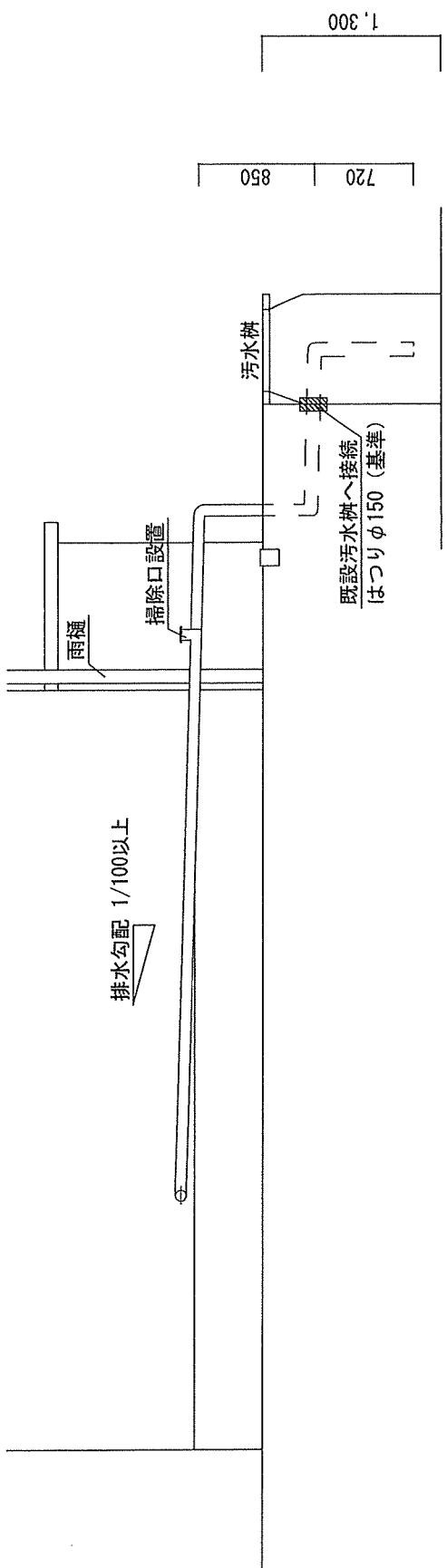
屋外排水管 改修計画図



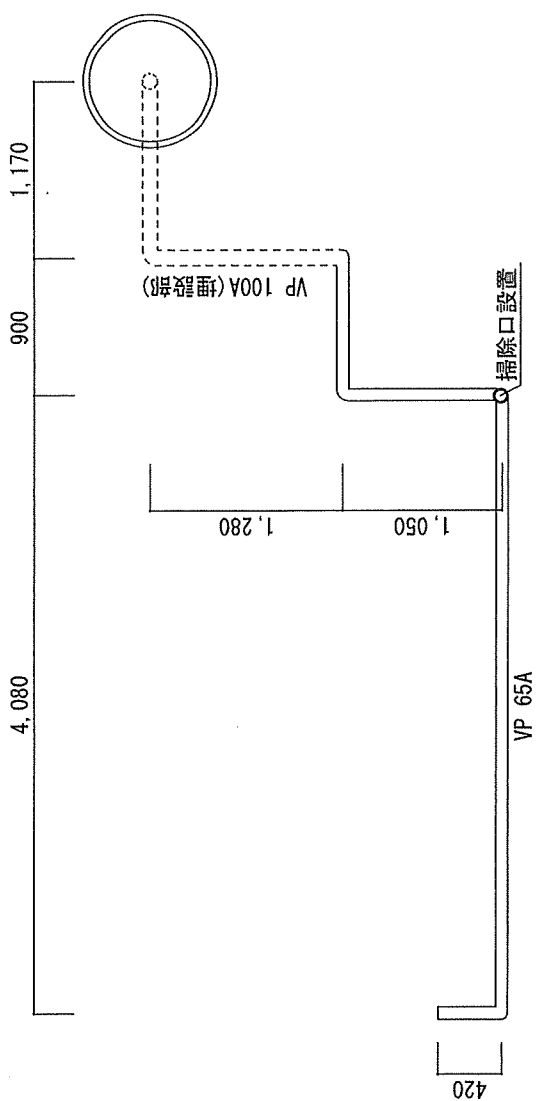
件名	内装等改修工事
図面名称	【施工場所B】屋外排水管 改修
図葉番号	22/23 縮尺 1/50

関係者以外不許複製

航空自衛隊府中基地



屋外排水管 立面図



VP 65A	7.3m (継手類含む)
VP 100A	3.2m (継手類含む)

関係者以外不許複製

件 名	内装等改修工事		
図面名称	【施工場所B】 屋外配管施工計画図		
図葉番号	23/23	縮 尺	1/50
航空自衛隊府中基地			

屋外排水管 平面図

入 札 書

入札金額¥

工期	契約締結日～ 令和9年1月31日		施工場所		航空自衛隊府中基地 (東京都府中市浅間町1-5-5)	
品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備考
内装等改修工事 1 式						
	以下余白					

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

令和 8 年 8 月 3 日

契約担当官
航空自衛隊宇宙作戦団
会計隊長 水谷 俊之 殿

住 所
会 社 名
代表者名

代理人氏名

委任状

契約担当官
航空自衛隊宇宙作戦団
会計隊長 水谷 俊之 殿

所在地
(委任者) 会社名
代表者氏名

私は、下記の者を代理人と定め令和 8年8月3日に宇宙作戦団で実施される
「内装等改修工事」の入札に係わる、下記の一切の権限を委任致します。

記

- ☐ 入札に関する事項
- ☐ 契約の締結に関する事項
- ☐ 代金の請求及び受領印関する事項

(※委任する事項に✓を記入)

所在地
(受任者) 会社名
受任者氏名

契約担当官
航空自衛隊宇宙作戦団
会計隊長 水谷 俊之 殿

工事費 内訳書

工事件名：内装等改修工事

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：

工事内訳明細書

工事価格（税抜）： ¥ _____

内訳

1 工事原価： ¥ _____

うち安全衛経費： ¥ _____

（1）純工事費： ¥ _____

（ア）直接工事費： ¥ _____

うち労務費： ¥ _____

うち材料費： ¥ _____

（イ）共通仮設費： ¥ _____

（2）現場管理費： ¥ _____

うち法定福利費の事業主負担額： ¥ _____

うち建設業退職金共済制度の掛金： ¥ _____

2 一般管理費： ¥ _____

※ 留意事項

- ① 各区分に含まれる内容は、「公共建築工事積算基準」により振り分けし、積算をお願いします。
- ② 直接工事費及び共通仮設費の細部明細につきましては、各事業所様の様式により作成し、工事費内訳書及び工事費内訳明細書に添付のうえ、提出をお願いします。
- ③ 入札書とは別の封筒へ入れ、ご提出ください。郵便の場合は「入札書の封筒」「内訳書の封筒」の2つを、別の1つの封筒へ入れて郵送してください。
- ④ 法定福利費は、健康保険料、介護保険料、子ども子育て拠出金、厚生年金保険料及び雇用保険料の事業主負担分です。
- ⑤ 提出された工事費内訳書ほか一件書類は返却致しません。予めご了承下さい。
- ⑥ 本内訳明細に記載された金額を基に、低入札価格調査制度対象工事に係わる特別重点調査の対象工事にあつては、その該当の有無を判断致します。
細部、基準等については、防衛省ホームページにおいて公表されております。

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊宇宙作戦団
会計隊長 水谷 俊之 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和 8 年 6 月 1 9 日付けで入札公告のありました「内装等改修工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 7 (3) アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 7 (3) イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書 7 (3) ウに定める工程表を記載した書面（工程表の提出を求める場合のみ）
- 4 入札説明書 7 (3) エに定める契約書の写し（契約書の写しの提出を求める場合のみ）
- 5 入札説明書 7 (3) オに定める誓約書

以 上

注： 1 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。
2 4 項は提出者のみ記載して下さい。

同種の工事の施工実績

会社名

工事 名称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月 ～ 年 月
	受 注 形 態 等	単体／JV (出資比率)
工事 概要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	(市街地・軟弱地質等)
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) 無

- 注：1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は、契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（防衛施設局及び防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しない。

配 置 予 定 の 技 術 者
会社名

項 目		主任技術者又は監理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法 令 に よ る 許 資 格 ・ 免 許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入)
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) 無
申請時における他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS 登録の有無	有(CORINS登録番号) 無

- 注 : 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は、契約書の写しを添付すること。
 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(防衛施設局及び防衛施設支局を含む。)の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。ただし、成績評定が行われなかった場合、添付は要しない。

※工程表は、契約担当官が必要と認める場合、徴収する。

別紙様式第 4
(用紙 A 4 版)

工 程 表														
工事名 : 会社名 :														
項目	単位	数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見

誓 約 書

契約担当官

航空自衛隊宇宙作戦団

会計隊長 水谷 俊之 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

弊社は、過去 5 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

誓 約 書

契約担当官
航空自衛隊宇宙作戦団
会計隊長 水谷 俊之 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。